

大仙市総合教育会議運営要綱

平成28年1月28日総合教育会議要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、大仙市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所及び協議すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

2 市長は、会議を招集したときは、会議開催の日時、場所及び協議すべき事項をあらかじめ告示しなければならない。ただし、緊急を要するとき又はこれらの事項を告示することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

(教育委員会による招集の求め)

第3条 教育委員会は、市長に会議の招集を求めるときは、希望する会議の開催期限及び協議すべき具体的事項を示し、市長に通知するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、市長が行う。

(議題)

第5条 会議の議題は、市長又は教育委員会が提案し、あらかじめ事務局において調整する。

(関係職員の出席)

第6条 市長及び教育委員会は、会議において報告又は説明の必要があると認めるときは、関係職員を出席させることができる。

(会議の非公開)

第7条 市長は、法の定めるところにより会議を非公開にしようとするときは、会議に諮り、これを決定するものとする。

2 前項の規定により会議を非公開とするときは、市長は、傍聴人及び市長の指定する者以外の者を退場させなければならない。

(会議の傍聴)

第8条 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第9条 議事録の記載事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 意見聴取のために会議に出席した者の氏名
- (4) 報告又は説明のため出席した関係職員の氏名
- (5) 会議に付した協議事項及び協議内容の要旨
- (6) 会議に付した調整事項及び調整結果
- (7) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、市のホームページに掲載し、公表するものとする。
ただし、会議において非公開とした部分については、この限りではない。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、教育委員会教育指導部教育総務課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。